# 八戸市立根岸小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校を作るために「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ○児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

#### 1 「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法第2条を参照して)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係に ある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの を含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

#### 2 いじめを未然に防止するために

#### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを 行う。また学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「わかった!できた!身についた!」が実感できる授業を行い、児童に基礎・基本 の定着を図 る とともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や 学 級指導の指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の 先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決 して悪いことではないことも合わせて指導する。

#### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子ども一人一人が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示 す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権 感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年に5回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」 ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切 さを児童に伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、授業参観、青少協全体会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

## <早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子を担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこ うとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大 切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、 児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感をもてるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止委員会」を通して校内 で情報を共有するようにする。

#### <早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめること をやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

#### 4 校内体制について

- ・・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒 指導主任、養護教諭とする。
- ・・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者 への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱

いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

・・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価 を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

#### 5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、 法に即して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、 PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

## 6. いじめ防止体制(平常時)

校 長・副校長

〈速やかな報告〉

いじめ問題対策協議会

☆ 構成メンバー

生活指導主任、人権担当主任、学年主任 養護教諭、教育相談主任、SC、SS (弁護士、医師) 各学年·学級

☆計画的な指導の実施

☆いじめの実態把握・ 早期発見

各担任 各学年 生徒 保護者 地域 関係機関(警察等)

※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者夜間駅諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

# 7. いじめ防止体制(いじめ発生時)

いじめの発見

関係諸機関と連携 (情報提供)

いじめ問題対策協議会の設置

区教委へ 連絡・報告

# いじめ問題対策協議会

事実確認調査・情報収集・情報提供

○「誰がどう動くか」の決定・確認、全職員が迅速に

☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化 ☆感染の防止策

いじめられた生徒・保護者 『あなたは全然悪くない』

身柄の安全確保 安心して告白を 絶対に守ってあげる いじめた生徒・保護者

事実確認 いじめは絶対許されない

各担任 各学年 生徒 保護者 地域 関係機関(警察等

いじめの解消 事後観察・支援の継続 学校評価 (継続して情報交換・援助) (日常観察・SC等との連携) 取組の分析、改善 いじめの解消

## 8. いじめ防止体制(重大事態発生時)

重大事態の発見

関係諸機関と連携 (情報提供)

いじめ問題対策協議会の設置

区教委へ速 報

## いじめ問題対策協議会

構成メンバー

校長、副校長、生活指導主任、人権担当主任、学年主任 担任、養護教諭、教育相談主任、SC、SS 弁護士、医師、警察、教育委員会

> 校内サポートチーム 校長、副校長、養護教諭、SC、SS 教育相談担当、副担任、PTA 役員

事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

○「誰がどう動くか」の決定·確認、全職員が迅速に ☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化 ☆感染の防止策

いじめられた生徒・保護者『あなたは全然悪くない』

いじめた生徒・保護者

身柄の安全確保 安心して告白を

絶対に守ってあげる 学習環境の確保 関係生徒への指 導・援助

保護者・地域社 会への啓発活動

事実確認 いじめは絶対許されない (出席停止等も視野に)

各担任 各学年 生徒 保護者 地域 関係機関(警察等

報道等への対応 事後観察・支援の継続 学校評価 (教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) 取組の分析、改善

※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に,校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

# . 八戸市立根岸小学校いじめ防止年間計画

- 1 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」より)
- ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係に ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるも のを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### くいじめと定義される4つのポイント>

- ・①行為をしたAも行為の対象となったBも児童生徒であること
- ・②AとBの間に一定の人間関係があること
- ・③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ・④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること 「力の差(強いものが弱い者に対して)」「継続的」「意図的」「深刻」などの要素は含まれない。 <例>
- ・・Bがいじめと感じている。(すぐ仲直りして遊べない。仲直りしても心の底で苦痛や不安を感じている。仲直り後の経過を確認するために担任が声をかけたとき不安感がある。)
- ・・Bの保護者から「いじめられている」と訴えがあり事情を聞いてそうであった。
- ・・BからAが「ぶつかってきた」と訴えがあり、Aが謝ってもBに不安感が残っている。

#### くいじめの解消>

- ・・被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当な期間(3か月程度)継続している。
- ・・被害児童が心身の苦痛を受けていないとこと、感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等により確認している。

## <重大事態>

- ・①いじめによる自殺、いじめによる金銭恐喝
- ・②いじめが原因の不登校

#### 2 いじめ発見後の対応

- ・①すみやかな事実確認(いじめた児童が複数の場合は、複数の教員で同時に事実を確認する。)
- ・②いじめの確認後、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童や保護者への支援、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・③重大事態に関わるいじめについては、市教委、警察署と連携して対応にあたる。

### 3 いじめ防止年間計画

月	いじめ防止に向けた取り組み
4月	・始業式前。前年度資料「指導要録」「個人指導票」等の確認。 ・そうだんカード・アセスの実施と教育相談 ・生活目標の重点事項「あいさつ」への取り組み(毎月実施) ・各学級による年度初めのあいさつ運動 ・指導上配慮が必要な事例の報告と対応への確認(職員朝会、校内研修、内部 メール、 臨時集会等での報告と対応。随時。)
5月	・指導上配慮が必要な児童の確認(職員会議)
6月	・指導上配慮が必要な児童についての経過報告(職員会議。以後、毎月実施。)
7月	・そうだんカードの実施と教育相談 ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告(1学期最終日の集会での確認)

	・個人面談での保護者との情報交換 ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録。
8月	・危険箇所巡視での校外で遊んでいる児童の様子の確認
10月	・そうだんカード・アセスの実施と教育相談
1 1 月	• 教育相談週間
12月	・そうだんカードの実施と教育相談 ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告(2学期最終日の集会での確認) ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録。
1月	・危険箇所巡視での校外で遊んでいる児童の様子の確認
2月	・そうだんカード・(アセス)の実施と教育相談
3月	・指導上配慮が必要な児童についての経過報告(3学期最終日の集会での確認) ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録。・中学校の 先生との引き継ぎ